

第1回赤穂市水道水源保護審議会議事概要

- 1 日 時 令和3年7月26日(月) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所 赤穂市役所6階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 土遠孝昌、向山大輔、渡部守義、小林健一郎、横山正、
荒谷一平、川口義人、柿本裕一(代理:丹羽信)、中村隆紀
 - (2) 事務局 牟禮赤穂市長、平野上下水道部長、大黒技術担当部長、萬代総務課長、
有吉水道課長、宮本総務係長、久保浄水係長
- 4 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 出席者紹介
 - (4) 委員の委嘱について
 - (5) 報告事項
赤穂市水道水源保護条例について
 - (6) 議案審議
 - ①第1号議案 役員の選任について
 - ②第2号議案 赤穂市水道水源保護審議会運営要綱について
 - ③第3号議案 赤穂市水源保護地域の指定について
 - (7) その他
 - (8) 閉会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、第1回赤穂市水道水源保護審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、また、遠方にも関わらずご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行をさせていただきます、赤穂市上下水道部長の平野です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、その前に、本日の会議に報道機関及び住民の方から、傍聴の申し出がございますので、皆様にお諮りしたいと思います。会議の傍聴につきましては、別添の赤穂市水道水源保護審議会運営要綱に基づき、原則公開することとしておりますが、この要綱につきましては、後ほどご審議いただくことになっておりますので、現段階では傍聴について明確な規程がございません。このため、本日の会議に限り、公開、非公開について、事前にご決定をいただきたく、はじめにお諮りをさせていただきたいと思います。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めるということにしたいと思います。ただし、写真撮影は冒頭のみとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたいと考えておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者、報道入室)

事務局 お待たせいたしました。報道の皆様をお願いいたします。会議中の写真撮影等のご遠慮いただきますので、ただ今から、市長あいさつまでの時間のみ、写真撮影を認めたいと思います。必要な方は、この時間をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、牟禮赤穂市長より、ごあいさつを申し上げます。

市長 本日はご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りましてありがとうございます。この審議会は今回初めて開催することとなりましたが、委員の皆様には快くご就任いただきまして、改めまして感謝申し上げます。

赤穂市は千種川により平野が形成され、遷都から今日まで延々と繁栄してきたわけですが、その千種川の恵みをいただいて、私たちは生活や産業活動をしています。今後も千種川を守り、未来の子どもたちにつないでいく、そういった観点から水道水源保護条例を制定し、水源保護地域を指定いただいて、豊かな自然を将来に引き継いでいきたいと思っております。

委員の皆様には慎重ご審議のうえ、水源保護地域界が円滑に形成されますよう

祈念申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、次第3出席者の紹介をさせていただきます。本日配布しております、出席者名簿の順に従い、こちらからお名前をお呼びしますので、申し訳ありませんが、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

(委員紹介)

事務局 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

事務局 続きまして、次第4委員の委嘱についてに移りたいと思います。後ほど報告をさせていただきます赤穂市水道水源保護条例で、水源保護地域を指定するにあたりましては、水道水源保護審議会を設置して、審議会の意見を聞くこととされております。つきましては、本日付けをもって、皆様に審議会委員を委嘱させていただき、任期は本日から2年間とさせていただきますのでよろしく願いいたします。なお、委嘱状につきましては、あらかじめ、お手元に配布させていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、次第5報告事項についてに移りたいと思います。それでは、赤穂市水道水源保護条例につきまして、事務局から説明をお願いします。

(委員1名、遅れて入室)

事務局 赤穂市水道水源保護条例についてご説明いたします。赤穂市水道水源保護条例は、令和2年第4回定例会で可決され、令和3年4月1日から施行されており、赤穂市の水源である千種川水系の保全涵養を図り、水質の汚濁と水源の枯渇を防止し、また、水源の水質を保全することによって、市民の生命、健康を守ることを目的とした条例となっております。

まず、条例の基本的な考え方について、説明させていただきます。赤穂市水道水源保護条例は、水質汚濁防止法など他法令との抵触を避けながらも、積極的に水源水質を保全することを目的とした届出制の条例としています。また、条例では、水源の水質、及び水量の保全に影響があると認められる地域を水源保護地域に指定し、水源保護地域の指定をする際には、赤穂市水道水源保護審議会を設置して、市長は審議会に意見を求めることとしています。本日、委嘱させていただきました委

員の皆さまで構成されているのが、赤穂市水道水源保護審議会となります。次に、その水源保護地域内において、届出義務が課せられる対象事業は、条例の第2条第1項第5号で定めたとおり、赤穂市生活環境の保全に関する条例第16条第1項に定める特定開発事業と、同条例第45条に定める廃棄物の処理をする事業としています。次に、条例第5条、事業者の責務として事業者は、対象となる水源保護地域内での事業活動が水源の環境に与える影響を十分に考慮し、水質汚濁及び水源の枯渇防止に努め、積極的に水源の保全に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならないとしています。また、第8条で当該地域内での対象事業を行う場合には、あらかじめ市長に事業計画等を届け出なければならないとしています。なお、この届け出は最優先とし、対象となる、それぞれの事業を行う上で必要となる関係法令に基づく手続きの前に届出するものとしています。更には、条例に基づく届出をしなかった場合の勧告や中止命令、改善命令等に従わなかった場合には、罰則規定を設けています。

以上、本条例に基づき水源保護地域を指定して、水道水源の水質を保全することは、市民が利用する、この豊かな恵みの財産である、水道水源を将来にわたり守ることができるため、赤穂市水道水源保護条例は、非常に重要な条例だと認識しております。

では、改めまして、赤穂市水道水源保護条例の各条文について、一部重複するところがありますが、説明をさせていただきます。赤穂市水道水源保護条例は全23条の条項で構成されており、第1条では、条例制定の目的を定めています。目的として、水道法第2条第1項の規定に基づき、赤穂市の取水に係る地域の保全涵養を図り、水質の汚濁及び水源の枯渇を防止し、水源の水質を保全することによって、市民に安全安心かつ良質な水道水を供給し、もって市民の生命及び健康を守ることとしています。第2条では、各用語の定義を定めています。第3条から第5条では、市、市民、事業者の責務として、水質汚濁及び水源の枯渇防止に努め、積極的に水源の保全に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならないとしています。第6条では、水源保護地域の指定と、その指定の際には、市長は水道水源保護審議会へ意見を聞く必要がある旨について定めています。第7条では、水源保護地域内における水質汚濁の禁止等の事項について定めています。第8条では、水源保護地域内で対象事業を行う場合には、あらかじめ市長に事業計画等を届け出なければならないとしています。第9条では、届出を行わない者への中止命令等を定め、第10条では届け出された対象事業への改善命令、第11条から第12条では、市への報告や検査の実施、中止命令等の公表について定めています。第13条では、対象事業の承継について定めています。第14条では、広域水源保護の相互協力として、近隣市町等との連携について定めています。第15条から第20条では、本日開催しています赤穂市水道水源保

護審議会の設置と、構成される委員の委嘱について定めています。第22条から第23条では、条例違反者への罰則について定めております。また、附則においては、条例施行における経過措置を設けており、水源保護地域の指定の際、現にその地域における対象事業又は事業者については、当該事業計画及び内容を変更する場合を除き、第8条の届出から第11条の報告・検査までの規定は適用しないものとしております。なお、本条例の第21条に定める赤穂市水道水源保護条例施行規程についても、条例の施行日と同日の令和3年4月1日から施行しております。以上で、赤穂市水道水源保護条例についての説明とさせていただきます、報告を終わります。

事務局 事務局からの説明は終わりました。赤穂市水道水源保護条例につきまして、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

事務局 ないようですので、報告事項を終わらせていただきます。

次の次第6、議案審議に入らせていただきます。

まず第1号議案役員の選任についてであります。条例第18条では、会長、副会長の選任については、委員の互選により定めることとなっております。会長、副会長の選任についていかがさせていただきますでしょうか。

(事務局一任の声)

事務局 事務局一任の言葉をいただきましたので事務局の案を発表させていただきます。会長に渡部守義様、副会長に向山大輔様をお願いしたいと考えています。いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。それでは、渡部会長、向山副会長、よろしく申し上げます。申し訳ありませんが、前の席に移動を願います。

では、渡部会長、向山副会長から一言ずつご挨拶をお願いします。

(あいさつ)

事務局 ありがとうございます。この後の進行につきましては、渡部会長に議長をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

会長 議長を務めさせていただきます、渡部です。よろしくお願いいたします。不慣れな点をご容赦いただき、円滑な議事進行に努めますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の赤穂市水道水源保護審議会につきましては、委員数9名に対して、9名全員の出席となっております。したがって、赤穂市水道水源保護条例第19条第2項に定める委員の半数以上の出席と認め、本審議会開催の成立を認めます。続きまして、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人の指名につきましては、この後、ご審議いただくことになっております赤穂市水道水源保護審議会運営要綱に定めておりますので、現段階では明確な規程がございません。したがって、本日の会議に限り、議事録署名員を会長である議長において指名いたします。議事録署名員に、土遠委員を指名いたします。

それでは、第2号議案に移りたいと思います。第2号議案の赤穂市水道水源保護審議会運営要綱について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第2号議案の赤穂市水道水源保護審議会運営要綱についてご説明いたします。赤穂市水道水源保護条例第19条第5項において、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めると規定されております。したがって、審議会の運営に関する必要な事項として、赤穂市水道水源保護審議会運営要綱を定めたいものであります。それでは、赤穂市水道水源保護審議会運営要綱について、ご説明いたします。

事務局 まず、第1条の趣旨としまして、この要綱は、赤穂市水道水源保護条例の規定により設置する赤穂市水道水源保護審議会の運営について必要な事項を定めるものとします。次に、第2条の会議の公開としまして、審議会の会議は原則公開とします。ただし、同条の各号に該当すると認められ、出席委員の過半数により決したときは、会議の全部又は一部を非公開にすることができることとします。各号につきましては、お手元の資料に記載されているとおりです。次に、第3条の会議の傍聴としまして、会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の15分前までに傍聴申出書を事務局に提出することとします。次に、第4条の傍聴人の定員につきましては、10人以内とします。ただし、会場の規模により定員を増減することができることとします。なお、傍聴人が定員を超えるときは、傍聴申出書の受付順とします。次に、第5条の傍聴人の遵守事項としまして、会議の進行の妨げになる行為及び他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならないこととします。また、傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し又は録音等をしてはならないこととしますが、会議の議長の許可を得た場合は除きます。更には、傍聴人は、会議の議長の指示に従わなければならないこととします。次に、第6条の議長の指示につ

きましては、会議の議長は、傍聴人が遵守事項に違反すると認めるときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人に退席を命じることができることとします。次に、第7条の議事録の作成及び署名については、審議会の会長は、事務局に会議の議事概要を作成させることとします。また、議事概要には、会長及び会長が指名する出席委員1名が署名しなければならないこととします。次に、第8条の議事録の公開については、会議の議事概要を公開することとします。ただし、非公開情報が記載されている部分は除くこととします。最後に、第9条の補則としまして、この要綱に定めのない事項は、審議会の会長が審議会に諮って定めるものとします。付則として、この要綱は、本日から施行するものいたします。以上で、赤穂市水道水源保護審議会運営要綱について、説明を終わります。

会長 　ただ今の説明に対しまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

委員 　会議の議事概要は公開ということですが、個人名も記載されるのでしょうか。

事務局 　名前の表示はせずに委員で作成したいと考えています。

会長 　他にないようですので赤穂市水道水源保護審議会運営要綱を承認することとしてよろしいですか。

（異議なし）

会長 　それでは、赤穂市水道水源保護審議会運営要綱は承認することといたします。続きまして、第3号議案赤穂市水道水源保護地域の指定についてであります。まず、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、赤穂市水道水源保護条例水道水源保護の指定地域について、ご説明いたします。前方のプロジェクターをお願いします。（プロジェクターにより説明）はじめに、赤穂市は兵庫県の南西部に位置しております。赤穂市の位置を赤色の破線で示し、千種川を青色の太線で示しています。千種川は、宍粟市の千種高原付近を最上流として、最下流の赤穂市へと流れる二級河川であります。次に、このスライドは、千種川の流域図となります。そして、黒色の実線が千種川流域の範囲を示しております。青色の太い線が千種川、細い水色が千種川の支川を示しております。赤色の破線が赤穂市の市域を示しております。宍粟市の千種高原付近を最上流として、千種川は、佐用町、上郡町、を通り、赤穂市へと流れていきます。赤穂市内における千種川の流域は、千種川を中心に、東は相生市との行政区域界、北は上

郡町との行政区域界、西は岡山県備前市との行政区域界となり、また、千種川添いに市内中央を東西に横断する、尾根を結んだ北側の区域が、千種川の流域となっております。次に、水源保護地域の指定区域について、説明して参ります。

画面の黄色の破線で囲った範囲が、水源保護地域の指定を予定している区域となります。このスライドは、赤穂市の行政区域を拡大しており、赤色の線が水源保護地域を示しています。区域の指定は、水源保護が目的でありますので、まず市内の各水源地について、ご説明いたします。赤穂市内の千種川添いには、赤穂市の水源地が5箇所、そして西播磨水道企業団の水源地が1箇所あり、合計6箇所の水源地あります。まず、北側から、原水源地でございます。原水源地の写真でございます。赤丸の位置に井戸があり、地下水を取水しております。次に、東有年水源地でございます。東有年水源地の写真でございます。赤丸の位置に井戸があり、地下水を取水しております。次に、真殿水源地でございます。真殿水源地の写真でございます。赤丸の位置に井戸があり、地下水を取水しております。そして、木津水源地でございます。木津水源地の写真でございます。市内の水源地の中でも、一番多くの水を取水している施設でありまして、千種川の伏流水と、井戸による地下水の2種類で取水しております。写真の赤丸が、それぞれ伏流水を貯めるタンクと、井戸の位置を示しております。次に、浜市補助水源地でございます。浜市補助水源地の写真でございます。木津水源地を補助する施設であり、赤丸の位置に井戸があり、地下水を取水しております。さらに、最南端には、西播磨水道企業団の坂越水源地が1箇所ございます。坂越水源地の写真でございます。この水源地では、千種川の伏流水を取水しております。水源保護地域の具体的な範囲としましては、赤色の太線で示しております、相生市、上郡町、岡山県備前市との行政区域界、また南側の山間部につきましても、千種川の流域界である、山の尾根伝いに水源保護地域を設定し、千種川下流付近につきましても、先ほどの西播磨水道企業団の坂越水源地を含む範囲とするため、潮止井堰を最南端として指定したいと考えております。このスライドは流域界の拡大図でございます。お手元の資料3の2の2ページをご覧ください。流域界での線引きは、山頂や、尾根の頂点に点を落とし、点と点を直線で結んでおります。その考え方を連続し、区域界として定めるものです。なお、資料は、東側の相生市との行政区域界から、西側の岡山県備前市との行政区域界までの間の流域界等の詳細図となっておりますので、後ほどご覧ください。次に、千種川下流付近につきましても、行政区域界、流域界とは別に、独自に指定しているため、その付近を具体的に拡大図で説明させていただきます。浜市補助水源地付近の平地部分の拡大図でございます。図面中、千種川の中に表示している長方形の青の表示が、平地部分から千種川へ、雨水が排水されている箇所を示しております。初めに、浜市補助水源地付近につきましても、他の水源地と同様に、地下水を取水しておりますので、周辺の平地部分も水源保護地域となるよう、地形地物で指定したい

と考えております。JRの北側につきましては、浜市補助水源を囲むように、尾根を下ったところから、現況道路を区域界としています。写真マークから、図面下向きに撮った写真でございます。赤線が区域界であり、千種川方面が指定地域となっております。次に、JR 添いでございます。JR 北側の法尻を千種川堤防まで結び、赤線を区域界としたいと考えております。次に、千種川の右岸側でございます。右岸側の水源保護地域につきましては、平地部分の雨水排水は、坂越駅北側を流れる加里屋川に排水され、その水は潮止井堰よりも下流側の千種川へ流れていますので、平地部分は含めず、千種川の河川区域である堤防法尻で指定したいと考えております。最南端は、西播磨水道企業団の水源のすぐ下流にある、潮止井堰の堰面としたいと考えております。次に、千種川の左岸側でございます。左岸側につきましても、右岸側と同様に、平地部分の雨水排水は潮止井堰の下流側の青色の部分になりますが、千種川に排水されていますので、こちらも、河川区域である堤防法尻で指定したいと考えております。次に、坂越歩道橋付近では、上流側の平地部分の雨水排水は、潮止井堰の上流側で排水されておりますので、ここからは、山の尾根伝いに水源保護地域を指定したいと考えております。赤い線から上側が指定地域となります。水源保護地域のまとめでございますが、図面の赤い線で囲った範囲を指定したいと考えております。

最後になりますが、市内のいずれの水源も、水質が良く、千種川は名水100選にも選ばれ、最低限の処理でおいしい水を、各家庭に供給できております。そのような恵まれた環境を、将来に持続させるためにも、水源保護地域を指定したいと考えております。以上で、水源保護地域の指定についてのご説明を終わらせていただきます。

会長 事務局の説明は終わりました。ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見のある方は挙手により発言願います。

委員 潮止井堰より上は堤防沿いに指定をされていますが、確実にその地域の雨水は千種川へ入らないというのを把握しておられるのでしょうか。

事務局 潮止井堰より上の堤防沿いの地域については、雨水の排水口が指定先の潮止井堰より下流にあるのを確認しています。

委員 各取水箇所です井戸水（地下水）と伏流水という表示がありますが、どう区別しているのでしょうか。

事務局 井戸水は地下から、伏流水は川底約2メートル下に埋まっているパイプを通っ

て来るものです。

委員 どちらも地下水としては同じと考えますが、水質と水位に違いはあるのでしょうか。同じものと認識してもよいのでしょうか。

事務局 基本的には同じと考えますが、井戸水はポンプ稼働時には水位が下がります。

委員 水量がより多く取れるのが伏流水で、またどちらも地下水としてはほぼ同じものと考えてよいですか。成分を比較しないと特定はできないと思いますが、井戸水も伏流水もどちらも地下を流れて来たものが汲み上げられていると考えてよいでしょうか。

事務局 井戸水は土の中でろ過されたもの、伏流水は川底に埋設しているパイプから取水する点で違いはあります。伏流水は千種川の水質になります。

会長 地下水は約10メートル下で不透水層より上を通っており、水質的に問題ないため簡易な消毒のみとなっており、伏流水は河川水のため高速ろ過処理と聞いています。結果として2つは水質的に異なっており処理方法も違います。

委員 地表からの水だけでなく、見えない広い範囲で地下水が入っていると考えます。区域を決める中で地下水の移動も考えないと、区域の線は引けないと思います。提案の内容では表面だけで区域の線を引いていると思われませんが、坂越であればさらに東側（左岸側）に区域を広げ、西側（右岸側）については平地は区域から外れていますが、こちら側についても、地下水も含めた分析が必要になってくると思います。

 万一、汚染がおこるとしたら、伏流水は千種川の汚染による可能性があり、井戸水は把握ができないという考え方でよろしいでしょうか。

会長 不透水層以上の地下水の流れはわからないと思いますし、そのためのモニタリングは市でもしていると思いますが、いかがですか。

事務局 各取水箇所です定期的に水質検査等を行っています。

委員 今回区域外となっている箇所も地下水が豊富なエリアとなっていますので、今の原案で線を引いてしまうのではなく、慎重に流路等がある程度把握してから策定する必要があると考えます。

事務局 地下水の調査は必要とは考えていますが、区域設定のための細かな調査は現段階では難しいと思っております。まずは地上の雨がどう影響するかで判断させていただき、常時水質確認をしながら運用していきたいと考えています。

委員 他市の事例もありますが、共同研究などで採取して成分分析をすれば、比較的容易にできると思います。

事務局 地下水が区域内に浸水する可能性は理解していますが、完全に把握することはできていません。今できることとして、取水した原水については水質の検査等を実施して、汚濁や枯渇を確認することはできると考えています。そのため、区域の指定については、原案の市域界・流域界、地形地物で提案をさせていただきました。

会長 委員が言われるのは坂越だけでしょうか、全体でしょうか。

委員 提案の内容では表面的な部分でしか水の流れを判定できていないので、もう少し科学的な根拠を取り入れた方がいいと感じています。

委員 地下水と伏流水の定義はすべきとは思いますが。この部分だけ人工的な点がクローズアップされているので、今すぐできることかわかりませんが、注意しておく必要があると思います。

委員 地下水が河川に流入した場合、微量なら問題ないのではないかと考えます。どの程度をリスクと想定しているのでしょうか。

事務局 科学的な検証はできていませんが、取水箇所では定期的に水質検査により、判断しています。なお、伏流水は千種川の水質が影響するものと考えています。

会長 坂越周辺は他の分水嶺と違って、地物で指定していることに問題があるのではないかというご意見があります。

事務局 原水としても検査をしているため、坂越周辺地域の水源保護区域は地形地物で指定したいと考えています。

会長 保護を急ぐのであれば原案で指定したいという気持ちもあります。地下水の調査にどれだけかかるかはわかりませんが、一度指定されると改定は難しいのでしょうか。

事務局 改めて審議会を開いて改定することにはなりますが、可能です。

会長 赤穂市は良い状態での水源を持っているので、早い段階で指定したいと考えます。地下水の調査が何年かかるかわからない状況で指定が遅れると、条例で定める届出に時間差ができてしまうのではないかと思います。原案どおりというわけではなく、改定も視野に入れるという文言を指定の際に付けることは可能でしょうか。

事務局 可能です。

会長 リスクというものを判断基準とした場合、これから調査に要する時間を考えますと、議論を先延ばしにするよりは一旦改定を前提として指定することで進めさせていただければと思います。

委員 流域界は県の資料を見てもかなり以前のものになっています。区域中の大津地区には採石場があり、流域が示された以後に改編されていると思いますが問題ないのでしょうか。

事務局 示している赤い線は、従来の尾根であり、現地は山を削って採石していますが、元の流域界は変えていないと聞いています。将来的に流域界が変わるようなことがあれば、区域変更も併せて生じると思います。

委員 潮止井堰上流の西播磨企業団が地下水を取水しているのは実際どの辺りでしょうか。

事務局 伏流水からの取水のため、木津水源地と同様に川底にパイプを埋設し取水していると聞いています。

委員 井堰付近では、海から地下水（海水）が逆流することは考えられないでしょうか。

事務局 可能性として、ないとは言えません。

委員 地下水の流れが今後のポイントになると思いますが、現状考えられるこの区域で、まず指定をすることがリスクが一番少ないのではないかと思います。

会長 陸側の地下水が十分高ければ海から逆流することはないと思われるので、指定により、上流側で地下水を下げるような行為を抑制するよう指導をすることが大事かと思われます。

委員 区域が指定されればいつから施行されることになるのでしょうか。

事務局 この審議会で承認いただけましたら、告示等を経て、8月中旬くらいには施行できると考えています。

会長 早く施行し、水源保護を進めることが大事と思われます。どのようなリスクを許容するかを含めて今後も調整いただければと思います。

委員 厳密に区域を決めたいということでしょうが、少し多めに区域を設定しておくという考えはないでしょうか。

事務局 多めに指定というのは説明するうえでなかなか難しいと思います。判断の目安として地形地物、最南端には潮止井堰ということで設定したいと考えます。

委員 流域界とはいえ地下の様子はわかりませんが、標高の高い部分をつなぐなど合理的な考え方をしておく必要があると思われます。

会長 なかなか皆が納得するような線引きは難しいと思いますが、水源保護をまず行い、早急に科学的な根拠付けができるようにしていただければと思います。縮小というご意見がなければ原案どおりとし、ただし、今後の水質の動向の見極めにより、採石場の改編も含め地域指定の変更はあり得るということを付け加えて、決定することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしということで、第3号議案赤穂市水源保護地域の指定については承認することといたします。最後に次第7その他に移ります。事務局から何かございますか。

事務局 承認ありがとうございます。本日ご指摘いただきました、地下水については継続して、調査研究を進めてまいります。必要に応じて事務局から資料の提供やご相談等もさせていただきたいと思っております。また、状況に応じて審議会の開催等も含め、

その際にはあらかじめ調整のうえ、連絡をさせていただきます。指定区域の情報につきましては、ホームページ、広報等で周知していきます。

会長 水源地域の指定のもとで冒頭市長がおっしゃられたように、将来の世代、子どもたちに今よりよい環境が残すことができるよう期待しております。本日はどうもお疲れさまでした。これを持ちまして本日の審議会を終わらせていただきます。